

東北農政局補助事業評価（事後評価） 第三者委員会（第1回）開催要領

1 開催要旨

東北農政局は、農業農村整備事業等の効率性及び事業実施過程の透明性の一層の向上を図るため、国の補助金の交付を受けて県、市町村等の事業実施主体が実施している事業に関して、事業完了後一定期間経過後に事業実施のもたらす効果について、総合的かつ客観的に評価を行う事後評価を実施しております。

この評価に当たっては、学識経験者等の第三者の知見を活用させていただくこととしており、この度、東北農政局補助事業評価（事後評価）第三者委員会を開催するものです。

2 開催日時

平成20年1月21日（月曜日） 14時00分～16時30分

3 開催場所

KKRホテル仙台3階「朝日の間」
（仙台市青葉区錦町1-8-17）
:022-225-5201

4 主催：東北農政局

出席者：東北農政局補助事業評価第三者委員

山形大学農学部	教授	小沢 互
東北文化学園大学科学技術学部	准教授	木村美智子
福島大学経済経営学類	准教授	小山 良太
秋田県立大学生物資源科学部	教授	佐藤 照男
弘前大学農学生命科学部	准教授	藤崎 浩幸

東北農政局補助事業評価委員（事後評価）

東北農政局 農村計画部長
生産経営流通部長
整備部長 他11名

5 委員会議事

- (1) 補助事業評価（事後評価）第三者委員会委員長選出
- (2) 第三者委員会の公開方法
- (3) 補助事業事後評価の進め方
- (4) 事後評価結果書（案）の説明及び質疑応答

6 委員会の傍聴について

- (1) 委員会の傍聴については、当日の議事次第「第三者委員会の公開方法」にて承認されたのちに、会場に入場していただき傍聴することとなります。なお、資料については議事次第のみ配布いたします。
- (2) 傍聴希望者は、別紙1を参照の上、はがき・封書、電話、FAXにてお申し込み下さい。
申し込み締め切り日は、平成20年1月17日（木）（必着）です。
- (3) 希望者多数の場合は会場の都合により先着順とし、傍聴ができない場合は、1月18日（金）までにご連絡いたします。
- (4) 傍聴に当たっては、別紙2の「傍聴される皆様への留意事項」をお守り下さい。

(1) はがき又は封書でお申し込みの場合

<p>切手 〒 9 8 0 - 0 0 1 4</p> <p>宮城県仙台市青葉区本町 3 - 3 - 1</p> <p>東北農政局農村計画部 土地改良管理課事業効果係 補助事業評価委員会（事後 評価）事務局</p> <p style="text-align: right;">あて</p>	<p>東北農政局補助事業評価（事後 評価）第三者委員会 傍聴希望</p> <p>傍聴希望者の</p> <ul style="list-style-type: none">・ 氏名（ふりがな）・ 連絡先住所・ T E L / F A X 番号・（差し支えなければ） 勤務先、所属団体
---	---

(2) 電話、F A Xでお申し込みの場合

[宛 先] 東北農政局
農村計画部土地改良管理課事業効果係
補助事業評価委員会（事後評価）事務局 あて
F A X 番号 : 0 2 2 - 7 1 5 - 8 2 1 7
電 話 番 号 : 0 2 2 - 2 6 3 - 1 1 1 1（内線 4 1 2 6）

[記載事項] 東北農政局補助事業評価（事後評価）第三者委員会傍聴希望
傍聴希望者の氏名（ふりがな）、連絡先住所、
T E L / F A X 番号、（差し支えなければ）勤務先、所属団体

複数名お申し込みの場合もお一人ずつの記載事項をお書き下さい。
上記の個人情報については傍聴者の登録以外には使用いたしません。

傍聴される皆様への留意事項

東北農政局補助事業評価（事後評価）第三者委員会の傍聴に当たり、次の留意事項を遵守して下さい。

これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。

事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないで下さい。

携帯電話等の電源は必ず切って傍聴して下さい。

傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を慎んで下さい。

- ・ 委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
- ・ 傍聴中に入退席（ただし、やむを得ない場合を除く）
- ・ 報道関係者の方々を除き、会場においてのカメラ、ビデオ、テープレコーダー、ワイヤレスマイク等の使用
- ・ 新聞、雑誌その他議案に関連のない書類等の読書
- ・ 飲食及び喫煙

銃砲刀剣類その他危険なものを議場に持ち込まないで下さい。

その他、委員及び事務局職員の指示に従って下さい。